

令和2年度第1回橋本市立公民館運営審議会会議録

- 【日時】 令和2年8月5日(水) 午後1時30分～2時55分
- 【場所】 橋本市教育文化会館 4階 第5展示室
- 【出席者(委員)】 秋宗委員、諏訪原委員、上田委員、高崎委員、伏尾委員、堀切委員、栗林委員、福岡委員、大居委員、松下委員、中岡委員
- 【出席者(市)】 小林教育長、阪口教育部長、(中央・山田)深本館長、木村補佐、(紀見)坂部館長、(学文路)松山館長、(隅田)水林館長、(橋本)曾和館長、(紀見北)山本館長、(恋野)後口館長、(高野口)藤田館長

1. 開会

2. 開会挨拶

【小林教育長】

平素、公民館の活動にご協力、ご尽力いただきまして、この場をお借りして、心からお礼申し上げます。

今日は、会長と副会長の選出をしていただいた後で、平成28年7月に私の方から、諮問させていただいた公民館活動の今後のあり方ということで諮問させていただきました。確か平成28年の7月に山田地区公民館で第1回目の会が、開かれたと思います。今年度の3月に答申をいただいております。この運営審議会につきましても、3月に答申をいただいて、コロナの関係で、今日という日を迎えることになりました。答申についても説明をさせていただきます。3つの諮問をさせていただきました。1つ目は、開館時間について、それから2つ目は、使用料について、3つ目が、地区割りについてということです。大まかに答申の内容をお話しさせていただきますと、開館日・開館時間については、だいたいいくとこのままで良いというご意見が多かった。ということで、このままという形で答申をいただいております。それから、地区割りにつきましては、今紀見地区公民館の建設ということで、紀見地区が随分老朽化していますし、駐車場も狭いということで、なるべく早いうちに、紀見地区公民館の形を作っていきたいという思いがあります。紀見地区公民館の場所によって、区割りを将来考えていこうという話になっています。ちなみに、私7年間、教育委員会でいますが、7年の間で、山田地区公民館、学文路地区公民館という形で2館、新しい形になっています。次は、紀見地区公民館という形になります。しかし、紀見地区公民館ができたとしても、また老朽化してくる公民館は出てくると思います。その都度、やはり自分達も全力を挙げて、社会教育活動の拠点としての公民館を守っていきたいと思っています。2つ目に社会教育施設の使用料についてですが、これについても答申はいただいております。答申内容は、やはり生涯学習・社会教育の観点から、今の減免

措置の維持を望むという答申です。しかしながら、今後、少子高齢化する中で、使用料については、これから様々な協議が必要であろうという形でいただいております。この使用料につきまして、教育委員会としても様々な議論を重ねて参りました。私達は、基本やはり生涯学習・社会教育の拠点である公民館は守っていききたい。公民館の維持は、絶対にしていく必要があります。公民館を潰すということは、やはり橋本市の社会教育・生涯学習を完全に停滞させることに繋がると思っています。持続可能な公民館を作るには、どうすれば良いかということで、私達も答申と同時に、様々な協議を重ねて参りました。このことにつきましても、今日は、中央公民館長の方から、ご説明させていただいて、色々ご意見をいただきたいと思っています。

本日は、地区公民館長や中央公民館長もいます。色んな意見を皆さんと一緒に協議しながら、素晴らしい橋本市の持続可能で、より一層素晴らしい公民館運営に向けて、自分達も向かっていきたいと思っていますので、様々なご意見いただきますことをこの場でお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。本日、大変ご苦勞様です。ありがとうございます。

【委員・教育委員会自己紹介】

3. 議事

(1) 会長・副会長の選出について

選出に関して事務局一任を受け、会長に高崎委員、副会長に秋宗委員を推挙し、全会一致で承認を得る。

【高崎会長】

今回引き続き、公運審の会長、副会長にそれぞれ選出されました。理由は、3月に先ほど教育長のご挨拶があったとおり、答申という大事な仕事をしたものですから、答申以降、責任があるのではないかと勝手に思っております。審議会を進めていく議長もしないといけないということで、進行役も務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(2) 橋本市立公民館運営審議会の答申について（報告）

【深本館長】

資料3ページをご覧ください。本年3月25日の3つの諮問に対し、高崎会長、秋宗副会長より、教育委員会に対して、答申がなされましたことをご報告いたします。

特に質疑等もなし。

(3) 公民館使用料の見直しの現況について

【深本館長】

公民館使用料の見直しの現況についてですが、5 ページの橋本市立公民館の運営にかかる負担のあり方についてを説明します。まず本市の公民館は、様々な事業を通して、社会教育・生涯学習を推進し、そこから市民の皆さんの自主的な活動に繋がり、人間的な信頼関係や地域の連帯意識を高めて、地域に根づいた公民館活動に発展してきました。これもひとえに、長年活動いただいていた皆さんや、ここにお出での委員のお陰であると思っております。改めて、感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、平成 28 年度から令和元年度にかけて、再三にわたりご審議いただき、本年 3 月 25 日に公民館運営審議会から教育委員会に対し、答申が出されました。内容は、社会教育基本法に定められている公民館の目的や社会教育・生涯学習を推進する拠点施設として中心的な役割を果たしているため、今後の公民館活動や社会教育の進退にも繋がる恐れもあるので、利用者の負担については現状のままとされたいという答申でした。こういう答申をいただいておりますが、橋本市は他の市町村同様、人口減少や少子高齢化の進行が著しく、行政として今後の大幅な税収の減少が見込まれ、公共施設の維持管理にかかる経費については、これからも検討する必要があることもご理解をいただいております。私共も公民館を始めとする施設を利用する方、しない方、また利用者間において、不公平が生じないように受益者負担の原則、統一的な算定方法の確立、減免制度の見直しについて十分に検討を行い、アンケートも参考にし、約 300 のサークルの活動内容、また、サークルが地域にどういうふうに関わっているのか、地区公民館と共に、本来のサークル活動の内容を色々勉強させていただきました。しかしながら、検討した結果、公民館を始め、修繕や改修の時期を迎える公共施設が増える中、築 30 年以上の施設が半数以上を占め、公共施設改修時期の集中により、一気に対応しなければならない年度もやってきます。公民館活動を続けていくためにも、施設の維持管理にかかる費用につきましては、利用者の皆さんに一部使用料の負担をお願いせざるを得ないという結論に至りました。なお、負担していただいた使用料につきましては、公民館の施設維持のために基金に積んでいきたいと思います。現在は、社会教育認定団体についても使用料は全額免除となっておりますが、これを一旦廃止とし、免除規則を見直していくものですが、直ぐにではなく、激変緩和措置を設け、1 回の使用料については、300 円から 1,000 円の使用料をいただきたいと考えています。但し、主たる構成員が市内在住の中学生以下で構成された団体が活動に利用し、指導者等の引率がある場合は免除としたいと考えています。委員方々からいただいた答申内容とは異なってしまいましたが、ご理解のほどよろしく願いいたします。具体的な内容につきましては、資料に基づいて、ご説明させていただきます。7 ページをご覧ください。「施設使用料・減免制度の見直しについて」をご覧ください。これは教育委員会としての見直しとなります。施設使用料・減免制度の見直しの基本的な考えといたしまして、橋本市では、人口減少、少子高齢化が進んでおり、40 年後の

2060 年度の推移では人口 34,000 人、高齢化率は 45%を超える見通しとなっております。多くの公共施設の老朽化が進んできていることから、今後も住みよい街づくりを持続的に行うために様々な取組みを進めている 1 つとして、施設使用料及び減免制度の見直しを行っているところです。これまでの主な経過として、令和元年度以降を掲載させていただいております。令和元年度 6 月からアンケートの実施。地区公民館運営委員会及びサークル等への説明と意見聴取等を行い、令和 2 年 3 月に当審議会から答申をいただき、6 月の教育委員会定例会へ見直し案の報告、協議を行っています。アンケート結果等につきましては、橋本市まちづくりのためのアンケート調査結果では 2,000 人に対して、回収率 33.4%で公共施設の維持管理や運営費用は、どのように負担すべきかという問いには、利用者が負担すべきという回答も多くあります。今後の減額、免除の対象としては、小中学生の活動に利用する場合が半分を占めており、次に各種団体がボランティア活動に利用するケースが多くなっています。また、有料の公共施設の中で一定の料金を満たす場合は、65 歳以上の利用の方や中学生以下の方について、減免や免除をするのが適切との意見もあります。社会教育関係団体、文教施設・学校及び社会体育施設利用団体の意見聴取では、コロナの関係で書面により実施しており、使用料については、今までどおり減免という意見もありますが、必要であれば、子どもの団体については、減免をとという意見もあります。地区公民館運営委員会、公民館サークル代表対象の説明会では、665 名の方にご案内し、274 名の参加で、41.2%の参加率でした。公民館の根本は教育であり、教育から使用料を徴収するのはいかなるものか。サークル活動が衰退してしまえば、公民館・生涯学習活動に影響を及ぼしてしまう。この意見が大半を占めました。その一方で、今の使用料見直しだけでは追いつかない。人口半分になって、これだけの公民館を維持することはできません。廃止や見直しが必要という厳しい意見も頂戴しております。ここに、答申内容を掲載させていただいております。冒頭申し上げた内容ですが、再度一部を読み上げます。中ほどからです。本市の公民館は、この社会教育法の趣旨に沿い、社会教育・生涯学習を推進する拠点施設として中心的な役割を果たしていることから、今後も引き続き、利用者負担の免除が望ましいものであり、各地区公民館運営委員等への説明会においても同様の意見が多く寄せられている。一方、全国の地方都市を取り巻く現状として、人口減少や少子高齢化の進行は著しく、本市も同様の状況であり、行政として今後の大幅な税収の減少が見込まれる中、住みよい街を目指すためには様々な取組みが必要であり、公共施設の維持管理にかかる経費については、これからも検討する必要があることも事実である。このような状況と、これまでの協議経過も踏まえ、公民館の運営にかかる負担のあり方については、本審議会として、今後の公民館活動や社会教育の衰退に繋がる恐れもあるので、利用者の負担については現状のままとされたいという内容です。

現在の見直し案としまして、いきいきルーム現行 100 円を 200 円に。市外料金導入として、現行使用料に 5 割を加算する。公民館は既に導入のため見直しはしていません。減免の見直しにつきましては、原則として市が主催、共催する事業など地域に便

益が還元され、使用料負担を市民全体に求めるべき事情がある活動に限って行うこととします。なお、身体障がい者等個人の利用に関する減免制度の見直しは行いません。現在は、社会教育関係団体、公民館登録サークル、スポーツ少年団等の子どもの団体については、一律に利用料を免除していますが、見直し案では、この表の5つの条件に当てはまる活動のみを免除するように考えています。公民館につきましては、Ⅱ分類になります。見直し後の減免具体例として、減免条件、減免適用の判断基準、該当すると思われる活動を表記させていただきました。公民館の方は、夏祭り等の主催事業、文化祭等がございます。減免件数等の見込みとして、平成30年度実績では、総利用件数14,506件に対して、使用料をいただいたのが626件、率にして4.3%。減免件数として13,880件、率として95.7%となっております。この件数を見直し案として見込みますと収入件数11,158件、率にして76.9%。減免件数3,348件、率にして23.1%となります。これまで減免でありましたが、この具体例に該当しない社会教育関係団体、公民館サークル、その他団体が行う活動は、減免の対象外となり、使用料をいただくことになります。主に大人で構成される団体が行う活動は、公益性があるものを除き、基本的には、減免対象外となります。しかしながら、今すぐにというものではなく、減免制度見直しにより、対象外となった活動・団体については、次回見直しまで令和8年度頃を予定しておりますが、次のように経過措置として激変緩和措置を設けるとしています。条例に規定された税抜きの使用料ですが、1,000円未満は300円、1,000円以上8,000円未満は500円、8,000円以上は1,000円となります。この案でいきますと公民館は500円になります。

資料に基づいてのご説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【栗林委員】

11ページの1番下の減免件数等の見込みで公民館については、見直し後収入件数76.9%ということで、具体的に使用目的に応じて、減免に該当するかどうかシミュレーションされていると思いますが、それでやった場合、平成30年度は8地区公民館の収入総額は、いくらになるというようにシミュレーションされていますか。

【深本館長】

30年度の利用件数を見直し案に照らし合わせると、およそ400万程度になります。

【伏尾委員】

今の400万というのは、(4)の激変緩和措置の金額を当てはめてですか。

【深本館長】

はい、計算では、300円として、一応計算させていただいております。

【中岡委員】

使用料についてですけど、とりあえず差し当たっては、使用料は取らないということでしょうけど、今後について運営としては、非常にやっていきにくいということですけど、人口減少とか色々なことで使用料を取っていかないといけないということですが、公民館利用する方々についても、やはり高齢化で公民館へも行きにくいという方も増えてくるのではないかと思います。それにつれて、使用する方も減ってくると思います。そういうところ今後、公民館を利用してもらえるような取組みをしていかないといけないのではないのかと思います。

【栗林委員】

3月に小林教育長に答申させていただいたのは、公運審で現状のままでとされたいということであったが、結果として、利用料を徴収するという。令和8年度まで、来年度開始で5年間、400万を徴収するためにちまちまと公民館活動が逼塞するような状態になる。公民館の本来の設置の生涯学習とか社会教育のための公民館が、400万がどうしてもなかったら、運営できないことではない。めりはりのついた行政というのは求めるために平木市長に対して、部長や小林教育長が、そのところを阻止できなかったのか、大変残念に思っています。

小林教育長は、学校の中で、おられたので分かると思うのですが、警察は何をするのかと言うたら、悪い人を捕まえる。市役所は何をしているのかと言うたら、市民の皆さんの暮らしを良くするために働いているということをおっしゃっていたと思う。市民が中心の主権在民ということで考えるならば、平木市長が、「住んでよかった橋本市、住みたくなる橋本市」と言っているのだから、この公民館運営委員、サークルの代表合わせて665名のほとんどが、使用料を取ったら、活動が鈍くなると思っていると思う。その点は、残念でならないと思っています。

【堀切委員】

減免制度の見直しということですが、減免条件のところ、免除と減免の区別が、分からないので教えて欲しい。私達テープはしもとはボランティア活動ですが、11ページに該当すると思われる活動のところ、高齢者や福祉へのボランティア活動が減免対象となっていますが、減免というのは、免除とは違うと捉えているのですが、ボランティア活動でも徴収されるということですか。

【深本館長】

免除というと一切の使用料をいただかない、減額というと本来100%いただくが半分に減額しますということです。

【阪口部長】

分かりやすいいえば、減免というのは、減額免除を略しています。減額というのはある一定の%を差し引きするということで、それと免除というのを付け加えて減額免

除と言っています。免除は一切費用を取らないと区別させていただいて、行政の方で使い分けさせていただいている。ここに、減免条件とあるのは、Ⅲ分類の方で、50%減額と書いているので免除条件と書かずに、減免条件と書いています。もう少し丁寧にする必要があると思いますので、今後資料の作り方は考えていきます。

【堀切委員】

結論として、ボランティア活動に対しては、免除と捉えてよろしいでしょうか。

【深本館長】

はい、結構です。

【高崎会長】

7 ページの資料の 1 番トップですが、少子高齢化が進んでいますが 40 年後の 2060 年と書かれているのですが、少し先を見通し過ぎかなと気がします。書き出しとしたら、まずは、20 年後ぐらいの見込みを書いてから、40 年後を書いたら良いのではないかと。一度、ご検討いただければと思います。

【阪口部長】

先ほどのボランティア団体というところですが。一概にボランティア団体は、免除というような規定にはなっていません。あくまでも、地域に便益が還元され、使用料負担を市民全体に求めるべき特別の事情が認められる場合に該当する活動ということでいっていますので、何らかボランティア団体というのは、どのような形の中で、認定されていくのかは別です。基本的には、活動内容が地域に便益が還元されるかどうか。そういう中で、今後解釈していくので、ボランティア団体が、全て免除ではないということをご理解お願いいたします。

【大居委員】

もう仕方がないと思うのですが、これからは、公民館の職員も大変ですが、主催事業とかをもっと増やしてもらって、高齢者とかに来ていただけるようにしてもらって、そこで良かったら、自分達でもまた何かやってみようかなと思ってもらえるように前向きにやっていただけたらと思います。よろしくお願いします。

【松下委員】

去年初めて参加させていただいて、現状のままということが、こういう提案になったというのは、非常に残念に思います。

公民館の登録サークルになるには、どういうふうにしたら認められるのか。先ほどから、地域貢献とか、ボランティアとか約 300 の色んなサークルがあるが、果たしてそれが、ある一定の枠の中で、きちんと認められて活動していると思いますが、果た

して地域によっては、地域差というか、さらに中身が違うように、例えば、3人寄ったら、サークルとして認められる。あるところでは、10人集めないとサークルとして認められない。そうなった時に少ないところが個人として負担が増えてくると思います。市として、公民館に登録しているサークルは、各地区公民館から上げて、教育委員会が認定すると思いますが、そのシステムがどうなっているのか、地区公民館任せなのか、認定されるプロセスを説明いただきたい。人数構成が、かなり違うし、一律に表でくくれるのかどうか説明いただきたい。

【深本館長】

各地区公民館の登録となりますと、館長が認定するということになっています。人数としては、少なくとも5人ということで、年度当初に各地区公民館が、サークルより登録していただきます。また、講師先生に多額のお金を払うことはやっていませんし、自分達のサークルで運営をしていただいています。今後、統一は必要だと思っています。

【松下委員】

見直しというか、月謝を払って先生を招いているサークルもあれば、自分達だけで高め合っていこうというサークルもあれば、色々な地区公民館のサークルに入っている人もいます。きちっと登録してある団体として認める時に、そういう一定のしほりとなったら、きつくなり過ぎますが、やはりきちっと、自分達の教養を高めるとか、文化に貢献するとか、地域に貢献するとか、サークルとして自覚を持てるような、締めつけではない決まり、ルールみたいなのが、きちっとあって、サークルが活動する中で、財政が大変だからということで、理解を求めていくというなら良いが、細々と年金でやっている中で、趣味を取り上げられる。出て行きにくくなる。ほんとに上げることはマイナスになると思います。皆さんが参加されやすく、若干の協力金みたいではないが、減免しているが、お金はいただきたいということをほんとに理解していただけるような、説明やルールや取組みをきちっとやっていて、上から降りてきたのではない、審議会では現状のままでという、そのせめぎ合いの接点のところをきちっと、やはり説明していただく責任と義務があると思います。

【深本館長】

きっちり説明をしていくのは、確かにそうだと思います。

【阪口部長】

3月にいただいた答申においても、公民館活動や社会教育の衰退に繋がる恐れもあるので現状のままと。衰退に繋がる恐れというのは、先ほど各委員からも出ていたと思います。しかし、このまま現状の使用料について、減免制度を見直すだけではなしに、やはり、これから参加する方が参加しやすいように、また利用者が増えていくよ

うにという工夫した公民館活動というのを同時に考えていく必要があると考えています。公民館を維持していくのは、将来的に20年、30年を見据えての話になってきます。中央、地区公民館長全員で知恵を出し合って、審議会からもご意見をいただきながら、できるだけ参加しやすいとか、主催事業を増やしていくとか、これから教育委員会内部で検討したいと考えています。

【伏尾委員】

これからの予定で、実際いつから実施する予定なのかを教えて欲しい。

【深本館長】

この案を今日は委員にお示しして、サークルの皆様に説明会をしていきます。その意見を集約しながら、議会の方にも報告していきますので、実施のタイミングは、いつになるかは、まだ未定です。

【阪口部長】

補足いたします。明日から、4回に分けて、各地区公民館サークルの皆様に、本日も説明させていただいた内容について説明をさせていただいて、色々ご意見を伺います。同時に、社会教育関係団体、文化協会等、スポーツ関連団体へ説明会をこの内容に基づいて行います。8月中に説明をしていきたいと思っています。9月議会の文教厚生委員会において、私共が今回提案させていただいた内容と審議会と説明会での意見の報告をさせていただいて、また議会からもご意見をいただけるのだろうと考えています。最終的には、教育委員会だけでなく、市の他の部署のプランもありますので、それらを最終的にまとめて、本年度中のどのタイミングかというのは、最終的には、市として決定するが、議会の方に条例改正の提案をしていきたいと考えています。ただ、新型コロナウイルスの関係から、スケジュールが3ヶ月遅くなっています。公民館だけではなく、社会教育関係施設の減免制度の見直しについては、仮に見直しされたとしても、来年4月すぐには難しい。ある一定、市民の皆さん、利用者の皆さんに周知する時間が必要であると考えていますので、激変緩和措置の料金でいただくようなことは、来年4月すぐにスタートではないと教育委員会としては思っています。このようなスケジュールですが、あくまでも教育委員会の考えです。

【高崎会長】

社会教育法に基づく、社会教育委員会が設置されていますが、そこへの説明はされるのですか。

【阪口部長】

この提案に至るまで、社会教育委員、教育委員の方にも説明したうえで、説明させていただいていますので、最終的なプランも同じような手続きを取って、市へ提出し

たいと考えています。

【伏尾委員】

今説明があつて、各サークル等への説明会をもつていただけるということで、以前の説明会では、ここまで具体的な話がされてなかったのもう一度説明会を開いて、きっちり意見を聞いていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(4)橋本市立公民館事業について（報告）

【深本館長】

橋本市立公民館事業について報告させていただきます。皆様方には、毎月各地区公民館報をご覧いただいておりますので、簡単にご説明させていただきます。

昨年度につきましては、例年どおり変更がなかったのですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月の公民館まつりを急遽中止とさせていただきました。今年度の事業につきましては、同じくコロナの感染拡大防止のため、中央公民館では、ふるさと再見市民講座、グラウンドゴルフ大会、全地区公民館では夏祭り・盆踊り大会、紀見地区公民館ではナチュラルブレイク、紀見北地区公民館では、ふるさと展望、高野口公民館では歩行者天国、文化祭が既に中止と決まっています。各地区公民館の資料をつけておりますので、またご覧ください。

特に質疑等もなし。

(5)その他

【中岡委員】

今回の審議会の開催日程が届いたのが1週間前で、1ヶ月前には連絡いただきたい。

【深本館長】

急な開催になってしまいまして申し訳ございませんでした。以後、日程が決まり次第ご連絡させていただきます。

4. 閉会挨拶

【秋宗副会長】

大事な話し合いが、たくさんできたと思います。ありがとうございました。会議に出たら、コロナの何々ということが出ていますが、この間、新聞記事の中で、新しい言葉を目にしました。コロナの中で「ソーシャル・ディスタンス、社会的距離を取りましょう」ということで、社会的な繋がりは絶ってはいけないということで、WHOが「フィジカル・ディスタンス、身体的な距離を取りましょう」という言葉に変えつ

つあります。身体的な距離は、もつけれども、社会的な繋がりには、やっぱり色々な工夫をしながら続けていかないということで私達が大事にしている公民館活動は、社会的な繋がりになると思いますので、色々とあまり楽しい展開には、なっていないかもしれませんが、工夫をしながら、社会的な繋がりには大事にして、色々な工夫をみんなで出し合っていきたいと思います。

【小林教育長】

高崎会長、秋宗副会長スムーズな議事進行ありがとうございました。そして、委員の皆さん、活発なご意見ほんとにありがとうございました。

私自身、社会教育・生涯学習というのは、ほんとに大事だと思っています。前に、生涯学習推進計画が作成されて、提出いただきました。今年は中間年度ということで見直しをする訳ですが、その中に「学び人づくり」、そして「人と人との輪づくり」、そして「学べる環境づくり」という3つの大きなテーマをいただいています。その中で、学べる環境づくりというのは、行政の責務であると思っています。ただ、公民館活動については、本当に守っていききたい。非常に大事であって、守っていききたいという気持ちが非常に強くあります。持続可能な公民館活動をやっぱりしていきたい。市の中でも教育委員会は、公民館活動について力をいれて発展させていきたい。ただ、例えば、スリム化・リストラする場合、公民館の人数や館数を減らすという場面が、今後おおいに議論がされるという可能性があります。ただ、自分達は、激変緩和措置の中でお金をいただいて、そして基金として、公民館のために積み上げていきたい。同じ考え方で、お互い公民館の活動を持続していきたいという願いから提案させていただいているのが本音です。それと同時に公民館長を始め公民館職員がいます。館長にとってみたら、運営委員長を始めサークル活動されている方々が、公民館の財産であって、ほんとに公民館を盛り立ててくれる。そういう方々から、500円とはいえ、お金をいただくというのは、本当に心苦しいと館長も思っていると思います。これはしかしながら、橋本市の公民館の維持・発展の中で、基金として積み上げていきたい。今後、サークルへ丁寧に説明させていただきたく思っています。

今日は、ほんとに良い意見、良い議論ができ、持続可能な公民館活動へ今後発展させていくということでご理解していただけたら、大変ありがたく思います。そして公民館長や皆様と共に、手を組んで、橋本市の社会教育・生涯学習を盛り上げていきたいと思っていますので、今後とも様々なところで、ご支援・ご尽力いただきますことを再度お願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は、ほんとにありがとうございました。

5. 閉会